平成２１年（フ）第１５号
　徳島市佐古六番町３―25　ダイヤマンション113号、住民票上の住所徳島市国府町早淵537番地の１
　破産者　奥野　順子
１　期日　平成23年１月12日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
　平成22年９月16日　　徳島地方裁判所民事部
平成２１年（フ）第６２号
　徳島市国府町早淵537番地の１
　破産者　奥野薬品株式会社
１　期日　平成23年１月12日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
　平成22年９月16日　　徳島地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第４４００号
　大阪府吹田市藤が丘町14番21―301号
　破産者　水谷　拓司
１　期日　平成22年11月１日午後４時
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
　平成22年９月14日
　　大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

　次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２２年（フ）第７６号
　山口市大内矢田230番地の８
　破産者　有限会社シェイクハンズ
異議申述期間　平成22年10月18日まで
　平成22年９月15日
　　山口地方裁判所民事部破産係
平成１９年（フ）第１３３号
　大分県由布市挾間町赤野701番地２、申立時の住所大分県佐伯市城南町27番21号
　破産者　三ノ宮末春
異議申述期間　平成22年10月29日まで
　平成22年９月14日
　　大分地方裁判所佐伯支部破産係
平成２２年（フ）第４２３３号
　大阪市東淀川区豊里２丁目15番８号
　破産者　有限会社Ｄプライム
異議申述期間　平成22年11月10日まで
　平成22年９月15日
　　大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第４３４４号
　大阪市住吉区南住吉２丁目11番１―203号
　破産者　大道　　明
異議申述期間　平成22年11月10日まで
　平成22年９月15日
　　大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第４７３５号
　大阪市都島区都島本通４丁目23番９―106号
　破産者　大迫　秀雄
異議申述期間　平成22年11月10日まで
　平成22年９月15日
　　大阪地方裁判所第６民事部
平成１９年（フ）第７２０号
　大分市坂ノ市中央１丁目３番41号
　破産者　株式会社大分緑地建設
異議申述期間　平成22年11月16日まで
　平成22年９月16日
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２１年（フ）第３４号
　宮崎県宮崎市清武町池田台23番地２
　破産者　二宮　隆徳
異議申述期間　平成22年11月16日まで
　平成22年９月16日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８４４４号
　大阪府東大阪市柏田西１丁目12番８号
　破産者　三山　益弘
免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
　平成22年９月15日
　　大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０８１号
　東京都千代田区神田和泉町１番地
　清算株式会社　ジェーシービバレッジ株式会社
　代表清算人　柴田　良明
１　決定年月日　平成22年９月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
　　東京地方裁判所民事第８部
平成２２年（ヒ）第２０８２号
　東京都港区東新橋１丁目９番１号
　清算株式会社　ティムス株式会社
　代表清算人　石井　　茂
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
　　東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成１８年（ヒ）第１０４号
　和歌山県新宮市井の沢６番61号
　清算株式会社　株式会社マツモト
　代表清算人　南　　信男
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　次の協定を認可する。
　　協定
　１　清算会社は、本協定認可決定確定後２週間以内に、各債権者に対し､以下の通り支払う。
　　各債権元本額のうち、10万円以下の部分…元本全額
　　10万円を超える部分…元本の25.5％
　２　清算会社は、前項の支払日までに換価し回収して得た金員から、前項による弁済額、公租公課及び特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、速やかに各債権者に対し、前項による弁済後の残債権元本額に応じて按分して支払い、利息・損害金を含めた残債権全額の免除を受ける。
　３　清算会社の有する売掛金債権のうち、第１項の支払い日までに回収できなかった売掛金債権は放棄することを承認する。
　４　第１項及び第２項による弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が第２項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
　５　公租公課及び特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
　６　本協定による債権者への弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行ない、振込手数料は債権者の負担とする。なお割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
　　以上
　　和歌山地方裁判所民事部
平成１８年（ヒ）第１０５号
　和歌山県東牟婁郡串本町串本916番地の２
　清算株式会社　株式会社ミナミ
　代表清算人　南　　信男
１　決定年月日　平成22年９月14日
２　主文　次の協定を認可する。
　　協定
　１　清算会社は、本協定認可決定確定後２週間以内に、各債権者に対し､以下の通り支払う。
　　各債権元本額のうち、10万円以下の部分…元本全額
　　10万円を超える部分…元本の17.6％
　２　清算会社は、前項の支払日までに換価し回収して得た金員から、前項による弁済額、公租公課及び特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、速やかに各債権者に対し、前項による弁済後の残債権元本額に応じて按分して支払い、利息・損害金を含めた残債権全額の免除を受ける。
　３　清算会社の有する売掛金債権のうち、第１項の支払い日までに回収できなかった売掛金債権は放棄することを承認する。
　４　第１項及び第２項による弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が第２項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
　５　公租公課及び特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
　６　本協定による債権者への弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行ない、振込手数料は債権者の負担とする。なお割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
　　以上
　　和歌山地方裁判所民事部

監督命令

平成２２年（再）第１号
　大分県別府市大字浜脇1412番地の３
　再生債務者　株式会社榮晃建設工業
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大分市荷揚町９番11号　土屋ビル202号　弁護士　安東　正美
　平成22年９月10日
　　大分地方裁判所民事第１部